

2023年度 労山短期掛け捨てプランの補償内容

■ 保険タイプ

① ハイキングタイプ

- ・ 山岳登はん及びその類似行為中の事故は対象外
- ・ 保険料=1人250円

期間	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額
1泊2日まで	5,800,000円	4,000円	2,000円
3泊4日まで	3,050,000円	4,000円	2,000円

② 登はんタイプ

- ・ 山岳登はん（ピッケル・アイゼン・ザイル等の登山道具を利用したの登山）に対応
- ・ 保険料=1人2,500円

期間	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額
1泊2日まで	6,215,000円	6,000円	3,000円
3泊4日まで	5,695,000円	6,000円	3,000円
6泊7日まで	5,200,000円	6,000円	3,000円

- 有効期間：2023年8月1日～2024年7月31日

■ 注意

- ・ 対象者は、事前登録された行事に参加する、ビジター（会員外）の参加者すべて
- ・ 急激・外来・偶然の事故による傷害。凍傷、高山病、熱中症、雪盲、靴擦れ、などは原則的に対象外
- ・ 対象期間は自宅を出発から帰宅までの間

- 手続き ※詳しくは「2023年度労山短期掛け捨てプランの申込案内」参照

- ① 「【書式A】ビジターが参加する対象行事登録書」をメールで提出する
→期限：2023年7月25日まで。追加があれば開催月の前月末日まで
- ② 「【書式B】登録済行事へ参加するビジター名簿」をメールで提出する
→期限：開催日の前日まで
- ③ 保険料を振り込む →期限：開催日の前日まで
郵便振替口座：00140-5-563328「労山行事会計」
銀行名=ゆうちょ銀行 支店名=〇一九（ゼロイチキュウ）
預金種目=当座預金 口座番号=563328
口座名義=ロウザンギョウジカイケイ

※①から③で手続き完了。手続き完了後のキャンセルは不可

■ 事故発生時には

短期掛け捨てプラン専用アドレス「b-hoken@jwaf.jp」宛に連絡する（メールでの連絡が難しい場合は、全国連盟FAX：03-3235-4324へ送信）。その後の事故処理は保険会社を通じて国内旅行傷害保険約款により行われる

お支払いする保険金のご説明

1 普通保険約款の補償内容

被保険者が国内旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(ケガといいます)に対して保険金をお支払いします。
 (注1)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
 (注2)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注3)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 (注4)「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行中のケガによる死亡を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険金額(*)の全額</div> (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額(*)からその額を差し引いてお支払いします。 (*) 保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*) ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(*) ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 別記の【補償対象外となる運動等】を行っている間の事故 ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 乗用具(*)3)を用いて競技等(*)4)をしている間(ウ.に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*)4)をしている間」の事故は保険金をお支払いします。) イ. 乗用具(*)3)を用いて競技等(*)4)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)4)に準ずる方法・態様により乗用具(*)3)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(*)4)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*)4)をしている間または競技等(*)4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ⑭ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(*)5) ⑮ 入浴中の溺水(*)6)(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ⑯ 誤嚥(えん)(*)7)によって生じた肺炎 など (*)1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。 (*)2) 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (*)3) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (*)4) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます。*)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。 (*)5) 医学的他覚所見のないものとは、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*)6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。 (*)7) 誤嚥(えん)とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
後遺障害保険金	国内旅行中のケガによる後遺障害を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険金額(*) × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</div> (注) 保険期間を通じ、合算して保険金額(*)が限度となります。 (*) 保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	
入院保険金	国内旅行中のケガによる入院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院保険金日額 × 入院日数</div> (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	国内旅行中のケガによる手術を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術(*)1)を受けた場合(*)1)手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(*)2)に該当する診療行為(*)3) (*)2) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り。)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。 (*)3) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。)。	① 入院中に受けた手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院保険金日額 × 10</div> ② 上記①以外の手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院保険金日額 × 5</div> (注1) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	
通院保険金	国内旅行中のケガによる通院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(*)した場合 (*) 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通院保険金日額 × 通院日数</div> (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 (注2) 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等(*)を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 (*) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。	